

2019JR総連春闘勝利！ シリーズ⑤

2019年度賃金引き上げ夏季手当第4回団体交渉開催 出向社員、専任社員が安心して働くことができる雇用、 労働条件へと改善せよ！

本部は3月5日、「2019年度賃金引き上げ、夏季手当および諸要求の申し入れ」（申第30号）に基づく第4回団体交渉を開催し、出向者の労働条件、専任社員の雇用、労働条件等について議論しました。

本部は、出向について、「乗務員で出向されている人には、出向先での特別措置にさらに特別な措置を行うべきである」「出向先は、一つを提示するのではなく本人が選択できるようにいくつかを提示するべきである」「出向先の労働条件についても、会社はその状態の改善について責任を持つべき」など主張しました。また、専任社員制度について、「経過措置の条件で専任社員の雇用に差別をつけるのは、貴重な熟練された労働力を失うことにつながり大きな損失である」「専任社員の活躍は現場で若い社員に活力を与えている」など主張し、高齢者の雇用、労働条件、処遇の改善について強く求めました。会社は、「出向先の労働条件は出向先会社の問題である」「業務上の必要性により夜勤などさせることはある」「乗務員だからといって、さらに特別な措置を考えることはない」「配慮すべきことはあるが専任社員制度を見直す考えはない」と、高齢者が働きやすい環境を整えなければならない情勢に逆行するような姿勢に終始しました。

本部は、熟練され研ぎ澄まされた労働力を持つ先輩たちに対する会社の誠意のない姿勢を許すことなく、最後まで雇用、労働条件の改善に向けて闘います。

第5回団体交渉は3月7日(木)に開催します。